

○日進市個人情報保護条例

平成11年3月25日

条例第2号

改正 平成16年12月24日条例第31号

平成17年10月3日条例第24号

平成21年3月26日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、本市の機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別できるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもの(以下「文書等」という。)に記録されるもの、又は記録されたもので当該実施機関が管理するものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが、実施機関に個人情報が保有されている者をいう。
- (4) 事業者 法人(国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。)その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の基本的人権を擁護するため、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めな

なければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期すとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(収集等の原則)

第6条 実施機関は、個人情報の収集、保有又は利用(以下「収集等」という。)に当たっては、その所掌する事務の目的達成に必要な最小限の範囲で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(収集等の制限)

第7条 実施機関は、思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに市長が日進市個人情報保護審査会(第22条第1項を除き、以下「審査会」という。)の意見を聴いて社会的差別の原因となるおそれがあるとして定めた事項に係る個人情報その他基本的人権を侵害するおそれがある事項に係る個人情報の収集等をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に特別の定めがあるとき。

(2) 実施機関が、審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき。

(直接収集)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集の目的及び記録する個人情報の項目を明らかにして、当該個人情報の帰属する者(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の定めがあるとき。

(3) 公表された事実であるとき。

- (4) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する急迫の危険を避けるためやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から収集することが困難なとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
 - (7) 他の実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第4号又は第8号に該当して個人情報を本人以外のものから収集した場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。
 - 4 本人又はその代理人が申請行為その他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定により収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

- 第9条 実施機関は、個人情報の収集等の目的を超えた利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外のものへの提供(以下「外部提供」という。)を行ってはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは目的外利用又は外部提供をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の定めがあるとき。
 - (3) 公表された事実であるとき。
 - (4) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する急迫の危険を避けるためやむを得ないと認められるとき。

- (5) 実施機関が法令等の定める所掌事務の執行に必要な限度で個人情報を内部で利用するとき。
 - (6) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合において、提供を受ける者が、法令等の定める事務の執行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。
 - (7) 専ら統計の作成の目的のとき。
 - (8) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めたとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、目的外利用又は外部提供を行うことにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、目的外利用又は外部提供をしてはならない。
- 4 実施機関は、第2項第4号又は第9号の規定に該当して目的外利用又は外部提供をした場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。

(提供先に対する措置要求)

第9条の2 実施機関は、個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報の収集等を行うときは、個人情報の管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を常に正確かつ最新のものにすること。
 - (2) 個人情報の改ざん、滅失、き損、漏えいその他の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、保存する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等に係る事務を新たに開始しようとするときは、

あらかじめ次に掲げる事項を市長に届けなければならない。

- (1) 事務の名称
 - (2) 事務の目的
 - (3) 組織の名称
 - (4) 個人情報の記録項目
 - (5) 個人情報の対象者の範囲
 - (6) 個人情報の管理責任者
 - (7) その他規則で定める事項
- 2 実施機関は、届出に係る事務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ないときは事務が開始され、又は変更された日以後において前2項の届出をすることができる。
- 4 市長は、前3項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより当該届出を受けた事項を審査会に報告しなければならない。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を規則で定めるところにより、公表するものとする。

(電子計算組織結合の制限)

第12条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するに当たっては、実施機関以外のものの電子計算組織と通信回線によって結合してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公益上必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、電子計算組織と通信回線により結合を行うことができる。

- (1) 法令等に基づくとき。
- (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人と結合するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いて公益上特に必要と認めるとき。

(開示の請求)

第13条 市民は、実施機関の保有している自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の閲覧又は写しの交付(以下「開示」という。)を当該実施機関に対して請求することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部について開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、本人に開示することができない個人情報
- (2) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者(以下この条、第15条の3、第22条の2及び第22条の3において「第三者」という。)に関する情報が含まれる情報であつて、開示することにより、当該市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者(以下この条、第15条の3、第22条の2及び第22条の3において「第三者」という。)の正当な権利利益を害すると認められる個人情報
- (3) 代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつて、開示することにより、当該本人の正当な利益を害すると認められる個人情報
- (4) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であつて、開示することにより、当該本人の正当な利益を害すると認められる個人情報
- (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる個人情報
- (6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる個人情報
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な執行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

れ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 前各号に掲げるもののほか、事務事業の公正又は適正な執行に著しい支障が生ずると認められる個人情報で、実施機関が審査会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認められる個人情報

3 実施機関は、個人情報に前項各号のいずれかに該当する個人情報とそれ以外の自己情報とが併せて記録されている場合において、これらの部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて、開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第13条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の方法)

第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人又はその代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

(開示の決定)

第15条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に、当該開示請求に係る自己情報について開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求書を受け付けた日の翌日から起算して45日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する旨及びその理由を開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に速やかに書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、開示請求者に対して、その決定内容を速やかに書面により通知しなければならない。

4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る自己情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき(開示請求に係る自己情報が不存在で全部不開示とする場合を含む。)は、その理由を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第15条の2 開示請求に係る自己情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定をすることにより事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る自己情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの自己情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条の3 実施機関は、第三者に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第13条第2項第2号に規定する自己情報を開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意見を表示した意見書を提出した場合において、開示決定するときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第22条の2において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 実施機関は、第15条第1項の規定により開示する旨の決定を行ったときは、速

やかに開示請求者に対して当該自己情報の開示をしなければならない。

- 2 自己情報の開示は、実施機関が第15条第3項に規定する通知書で指定する日時及び場所において行う。
- 3 実施機関は、自己情報を閲覧させることにより当該自己情報が汚損され、又は破損するおそれがあるとき、第13条第3項の規定による自己情報の開示をするときその他やむを得ない理由があるときは、当該自己情報を複写したものにより開示することができる。

(訂正請求)

第17条 市民は、実施機関が保有している自己情報に誤りがあると認めたとき、又は不完全であると認めたときは、当該自己情報の全部又は一部の訂正を実施機関に対して請求することができる。

(訂正請求の方法)

第18条 前条の規定により訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人又は代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

(訂正の決定等)

第19条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに調査を行い、当該請求書を受け付けた日の翌日から起算して60日以内に、訂正する旨又はしない旨の決定をし、その決定の内容を当該請求をした者に、書面により通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関は、訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正する旨の決定をしたときは、速やかに当該自己情報の訂正をしなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第19条の2 実施機関は、訂正決定に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実

施機関は同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止請求権)

第19条の3 市民は、自己を本人とする自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、当該自己情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該自己情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第6条若しくは第7条の規定に違反して収集等されているとき、第8条第1項若しくは同条第2項の規定に違反して収集されているとき又は第9条第1項から第3項までの規定に違反して利用されているとき 当該自己情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項から第3項までの規定に違反して提供されているとき又は第12条の規定に違反して結合されているとき 当該自己情報の提供の停止

(利用停止請求の手續)

第19条の4 前条の規定により利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、本人又は代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る自己情報を特定するために必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

(個人情報利用停止義務)

第19条の5 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る自己情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該自己情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第19条の6 実施機関は、利用停止請求に係る自己情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る自己情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
(利用停止決定等の期限)

第19条の7 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
(利用停止決定等の期限の特例)

第19条の8 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(費用の負担)

第20条 自己情報の開示、訂正及び利用停止に関する手数料は、無料とする。

2 自己情報の写しの交付を請求した者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の措置)

第21条 実施機関は、開示、訂正及び利用停止の請求について実施機関が行った決定に関し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、その審査を経て当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

(審査会)

第22条 前条の規定による不服申立てについて審査を行う機関として、日進市個人情

報保護審査会を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審議のほか、この条例による個人情報保護制度の適正な運営を図るため、個人情報保護に関する重要事項について、実施機関に意見を申し出ることができる。
- 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者の他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 5 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 審査会は、審査を行うため必要があると認めたときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係人に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(諮問をした旨の通知)

第22条の2 第21条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第22条の3 第15条の3第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示

する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(受託者の義務)

第23条 実施機関から個人情報に係る業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報に係る業務を委託しようとするときは、当該受託者に対し、個人情報の漏えいを防止する等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

3 受託者又は受託者であった者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(指定管理者の義務)

第23条の2 前条の規定は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(事業者等への支援)

第23条の3 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情相談の処理)

第23条の4 市長は、事業者の保有する個人情報の取扱いに関する苦情相談の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(財政援助を行う法人等の義務)

第24条 市が財政上の援助を行う実施機関に準ずる法人及び団体は、個人情報の保護に関し実施機関に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(運営状況の公表)

第25条 市長は、毎年1回、この条例に基づく個人情報保護制度の運用状況について公表するものとする。

(他の法令との調整)

第26条 他の法令等の規定により、個人情報の開示、訂正又は利用停止の手続が別に定められている場合は、その定めるところによるものとする。

- 2 この条例は、図書館その他これに類する市の施設において、市民の利用に供することを目的として実施機関が管理している個人情報については適用しない。
- 3 この条例は、官報、公報、白書、新聞、雑誌その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものに記録されている個人情報については適用しない。
- 4 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。
 - (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
 - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第28条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第23条第1項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は第23条の2に規定する公の施設の管理に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項を含む情報の集合物であって、文書等に記録されている特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第29条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第30条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等については、この条例の相当規定の手続を経たものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等に係る事務の届出については、第11条第1項中「個人情報の収集等に係る事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則(平成16年12月24日条例第31号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の日進市個人情報保護条例の規定によりされた開示請求、訂正請求及び削除請求は、それぞれ改正後の日進市個人情報保護条例の規定による開示請求、訂正請求及び利用停止請求とみなす。

附 則(平成17年10月3日条例第24号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第7号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。